

東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年12月26日

東広島市長 高 城 廣 德

東広島市規則第68号

東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（令和7年東広島市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事前の届出及び協議)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業実施概要届出書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 太陽光発電事業の実施に関する内容確認書（別記様式第2号）
- (2) 関係法令手続状況等確認書（別記様式第3号）
- (3) 事業区域の位置図（縮尺は1,000分の1以上とし、方位及び接続する道路の状況を示したものとする。）
- (4) 発電設備の配置図（縮尺は1,000分の1以上とし、方位、当該発電設備の設置位置及び事業区域の境界を示したものとする。）
- (5) 事業区域の土地の公図の写し
- (6) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第9条第4項の認定を受けている場合は、その認定書の写し
- (7) 緊急対応マニュアル（自然災害、事故、機器の故障等が発生したときに速やかに対応できるよう、緊急時の連絡体制、事象別の対応等を示したものという。第7条第12号において同じ。）
- (8) 次に掲げる事項を記載した事業実施計画書
 - ア 事業区域の土地の賃貸借又は売買に係る契約日
 - イ 測量日
 - ウ 工事着手予定日

- エ 工事完了予定日
- オ 太陽光発電事業開始予定日
- カ 保守点検スケジュール
- キ 太陽光発電事業終了予定日

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(関係住民等への説明等)

第4条 条例第8条第5項の規定による報告は、関係住民等説明会及び説明結果報告書（別記様式第4号）により行うものとする。

（協議終了の通知）

第5条 条例第9条第1項の規定による通知は、太陽光発電事業に関する協議終了通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

（設置の届出）

第6条 条例第10条の規定による届出は、発電設備設置工事着手届出書（別記様式第6号）により行うものとする。

（適正な設置等）

第7条 条例第11条第1項の規則で定める基準等は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然斜面及び造成地に発電設備を設置する場合には、土砂の崩壊及び流出並びにこれらによる発電設備の損壊を防ぐための排水対策及び地盤の安定化対策を講ずること。
- (2) 濁水が発生する可能性の高い植栽等のない斜面等に発電設備を設置する場合には、事業区域から発生する濁水が、隣接する土地に流れ込むことがないよう、適切な排水計画を立てること。
- (3) 事業区域に騒音を発生する設備を設置する場合には、近隣の住宅及び施設（次号において「住宅等」という。）に配慮し、必要な対策を講ずること。
- (4) 事業区域の周辺に発電設備による反射光の影響を受けるおそれのある住宅等がある場合には、あらかじめその影響の程度を把握し、関係住民等から説明を求められたときは、その求めに応じること。
- (5) 発電設備の設置に係る工事により発生する粉じん、騒音及び振動並びに工事用車両の通行が事業区域の周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (6) 事業区域の周辺の眺望点及び当該眺望点からの景観資源の眺望の状況について事前に調査し、これらに対する環境影響の程度を把握するとともに、対策の必要性について検討すること。
- (7) 事業区域及びその周辺における貴重な動植物の生息地又は生育地への影響を避けるよう配慮するとともに、人と自然との豊かな触れ合いの場が損なわれないよう努めること。
- (8) 発電設備の名称、事業区域の位置、事業者の氏名又は名称及び連絡先その他の事項に

について記載した標識を事業区域の外部から見やすい場所に設置すること。

(9) 事業区域に事業者以外の者が立ち入ることがないよう、囲いを設置する等安全対策を講ずること。

(10) 発電設備の保守点検並びに事業区域内の除草及び清掃を定期的に行うこと。

(11) 発電設備が損壊したときは、被害を最小限にとどめるよう努めることとし、速やかに当該発電設備を復旧し、又は撤去すること。

(12) 緊急対応マニュアルを定期的に見直すこととし、当該マニュアルを更新したときは、その旨を市長に報告すること。

(維持管理及び撤去費用の確保)

第8条 条例第11条第2項の規定により届出事業者が確保しなければならない費用の額は、届出事業者が法第2条第5項に規定する認定事業者（以下この条において「認定事業者」という。）である場合は法第15条の13第1項の規定により算定する解体等積立金（以下この条において「解体等積立金」という。）の額とし、認定事業者でない場合は解体等積立金の額以上の額とする。

(設置完了等の届出)

第9条 条例第12条の規定による届出は、発電設備設置完了（中止）届出書（別記様式第7号）により行うものとする。

(事業の変更)

第10条 条例第13条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業実施概要変更届出書（別記様式第8号）により行うものとする。

(承継)

第11条 条例第14条第2項の規定による届出は、太陽光発電事業承継届出書（別記様式第9号）により行うものとする。

(廃止の届出)

第12条 条例第15条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届出書（別記様式第10号）により行うものとする。

(指導等)

第13条 条例第16条第1項の指導又は助言は、太陽光発電事業指導・助言通知書（別記様式第11号）により行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による勧告は、太陽光発電事業改善勧告書（別記様式第12号）により行うものとする。

3 条例第16条第3項の規定による報告は、太陽光発電事業是正報告書（別記様式第13号）により行うものとする。

(公表)

第14条 条例第17条第1項の規定による公表は、東広島市公告式条例（昭和49年東広

島市条例第2号) 第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適當と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第15条 条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式第14号)とする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

（表面）

太陽光発電事業実施概要届出書

年 月 日

東広島市長様

届出者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名	
事業区域の位置	東広島市
事業区域の面積	平方メートル
事業区域の地目	
発電事業者	発電事業者名
	代表者の氏名
	住所又は所在地
	連絡先
	担当者名
総発電出力	キロワット
太陽光モジュールの種類	
工事着手予定年月日	年 月 日
運転開始予定年月日	年 月 日
発電設備の維持管理及び撤去に関する費用の確保の方法	
費用確保の開始（予定）時期	年 月 日

注 1 「事業区域の面積」の欄には、小数点以下2位まで記載し、裏面に地番ごとの地目及び面積を記載してください。

2 「事業区域の地目」の欄には、事業区域内に所在する土地に複数の地目があるときは、全ての地目を記載してください。

(裏面)

別記様式第2号（第3条関係）

太陽光発電事業の実施に関する内容確認書

1 事業の概要

事業名	
事業区域の位置	東広島市
氏名又は名称	
電話番号	
法第9条第4項の認定の取得状況	取得済・取得予定
法第9条第4項の認定を取得済みである場合は、その認定日及び番号	認定日 年 月 日 番 号
土地の権利関係	自己所有地・購入予定・借地
日曜日及び祝日の工事の有無	有・無
日曜日及び祝日の工事の内容	

注 「法第9条第4項の認定の取得状況」、「土地の権利関係」及び「日曜日及び祝日の工事の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 確認事項

(1) 土砂の安定性

確認項目	対応の状況	対応方法又は判断根拠
法面保護措置（植生、ネット、コンクリート吹付け等）	対応予定・対応不要	
土砂の安定性に寄与すると認められる雨水排水の計画及び設計	対応予定・対応不要	
仮設工事期間中の土砂流出防止措置（土のう、フェンス等）	対応予定・対応不要	
斜面の安定性を考慮した切土・盛土の計画及び設計	対応予定・対応不要	
地質調査（ボーリング、表層調査等）の実施	対応予定・対応不要	
崩壊・滑動のリスク評価	対応予定・対応不要	
土砂の安定性を維持するための管理計画（定期点検、補修方法等）の策定	対応予定・対応不要	

植生回復による浸食防止対策	対応予定・対応不要	
地盤沈下や亀裂等のモニタリング体制整備	対応予定・対応不要	
下流域への土砂流出懸念に対する影響防止対策及び検討	対応予定・対応不要	
自然斜面・谷地形改変の最小化	対応予定・対応不要	
周辺住民や土地利用への影響評価	対応予定・対応不要	

注 「対応の状況」の欄は、該当するものを○で囲み、対応予定の場合はその対応方法を、対応不要の場合はそのように判断した根拠を、それぞれ「対応方法又は判断根拠」の欄に記載してください。

(2) 汚濁水の流出防止

確認項目	対応の状況	対応方法又は判断根拠
汚濁水処理施設（沈砂池、ろ過装置等）の設置	対応予定・対応不要	
排水経路の計画及び既存排水路の活用	対応予定・対応不要	
敷地外放流を抑制するための検討	対応予定・対応不要	
雨水及び土砂流出防止の措置	対応予定・対応不要	

注 「対応の状況」の欄は、該当するものを○で囲み、対応予定の場合はその対応方法を、対応不要の場合はそのように判断した根拠を、それぞれ「対応方法又は判断根拠」の欄に記載してください。

(3) 騒音の発生抑制

確認項目	対応の状況	対応方法又は判断根拠
騒音を発生する設備（パワーコンディショナー等）の設置場所	対応予定・対応不要	
騒音を発生する設備に対する防音対策	対応予定・対応不要	

注 「対応の状況」の欄は、該当するものを○で囲み、対応予定の場合はその対応方法を、対応不要の場合はそのように判断した根拠を、それぞれ「対応方法又は判断根拠」の欄に記載してください。

(4) 敷材の種類

確認項目	種類
敷材の種類	敷材無し・碎石・防草シート・アスファルト その他()

注 「種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

(5) 関係住民等への配慮

確認項目	配慮の内容
民家、道路沿い等に隣接する発電設備の配慮	

(6) 景観への配慮

確認項目	配慮の内容
自然景観、市街地、住宅地等の景観を阻害しないための配慮	緩衝帯の有無 有・無 境界からの後退距離 メートル 近隣関係者との合意 有・無 その他

注 「緩衝帯の有無」及び「近隣関係者との合意」は、該当するものを○で囲んでください。

(7) 生態系その他の自然環境への配慮

確認項目	配慮の内容
周辺の自然環境に対する配慮	緩衝帯の有無 有・無 境界からの後退距離 メートル 近隣関係者との合意 有・無 その他
事業区域への立入防止の囲い	高さ メートル

注 「緩衝帯の有無」及び「近隣関係者との合意」は、該当するものを○で囲んでください。

(8) 火災保険、地震保険等への加入に関する方針

確認項目	保険の内容(加入しない場合は、その理由)
加入する保険の方針	

別記様式第3号（第3条関係）

関係法令手続状況等確認書

1 太陽光発電事業に関する関係法令に基づく手続の状況

法令名	該当の有無	手続の状況
(1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定による届出	有・無	関係機関 届出（予定）日
(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項の規定による申請	有・無	関係機関 申請（予定）日
(3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項の規定による届出	有・無	関係機関 届出（予定）日
(4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出	有・無	関係機関 届出（予定）日
(5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出	有・無	関係機関 届出（予定）日
(6) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の申請	有・無	関係機関 申請（予定）日
(7) 森林法第10条の8第1項の規定による届出	有・無	関係機関 届出（予定）日
(8) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による申請	有・無	関係機関 申請（予定）日
(9) 農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出	有・無	関係機関 届出（予定）日
(10) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更の申出	有・無	関係機関 申出（予定）日
(11) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項において準用する同法第92条第1号の規定による届出	有・無	関係機関 届出（予定）日
(12) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項の規定による届出	有・無	関係機関 届出（予定）日
(13) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の規定による許可の申請	有・無	関係機関 申請（予定）日
(14) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第14条第1項の規定による届出	有・無	関係機関 届出（予定）日
(15) 振動規制法（昭和51年法律第64号）第14条第1項の規定による届出	有・無	関係機関 届出（予定）日

注 「該当の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 抑制区域に関する協議の状況

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された区域

確認項目	協議の状況
該当の有無	有・無
抑制区域を含めるやむを得ない理由	
関係機関との協議結果	関係機関（ 許可の必要性 必要・不要 許可不要の場合は、その理由 ()）
特別に行う配慮の内容	

注 「該当の有無」及び「許可の必要性」の欄は、該当するものを○で囲み、「該当の有無」が無の場合は、以下の記載は不要です。

(2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

確認項目	協議の状況
該当の有無	有・無
抑制区域を含めるやむを得ない理由	
関係機関との協議結果	関係機関（ 許可の必要性 必要・不要 許可不要の場合は、その理由 ()）
特別に行う配慮の内容	

注 「該当の有無」及び「許可の必要性」の欄は、該当するものを○で囲み、「該当の有無」が無の場合は、以下の記載は不要です。

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

確認項目	協議の状況
該当の有無	有・無
抑制区域を含めるやむを得ない理由	
関係機関との協議結果	関係機関（ 許可の必要性 必要・不要 許可不要の場合は、その理由 ()）
特別に行う配慮の内容	

注 「該当の有無」及び「許可の必要性」の欄は、該当するものを○で囲み、「該当の有無」が無の場合は、以下の記載は不要です。

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

確認項目	協議の状況
該当の有無	有・無
抑制区域を含めるやむを得ない理由	
関係機関との協議結果	関係機関（ 許可の必要性 必要・不要 許可不要の場合は、その理由 () ）
特別に行う配慮の内容	

注 「該当の有無」及び「許可の必要性」の欄は、該当するものを○で囲み、「該当の有無」が無の場合は、以下の記載は不要です。

(5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林

確認項目	協議の状況
該当の有無	有・無
抑制区域を含めるやむを得ない理由	
関係機関との協議結果	関係機関（ 許可の必要性 必要・不要 許可不要の場合は、その理由 () ）
特別に行う配慮の内容	

注 「該当の有無」及び「許可の必要性」の欄は、該当するものを○で囲み、「該当の有無」が無の場合は、以下の記載は不要です。

(6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園のうち、同法第20条第1項の規定により指定された特別地域

確認項目	協議の状況
該当の有無	有・無
抑制区域を含めるやむを得ない理由	
関係機関との協議結果	関係機関（ 許可の必要性 必要・不要 許可不要の場合は、その理由 () ）
特別に行う配慮の内容	

注 「該当の有無」及び「許可の必要性」の欄は、該当するものを○で囲み、「該当の有無」が無の場合は、以下の記載は不要です。

(7) 広島県立自然公園条例（昭和34年広島県条例第41号）第4条第1項の規定により指定された自然公園のうち、同条例第11条第1項の規定により指定された特別地域

確認項目	協議の状況
該当の有無	有・無
抑制区域を含めるやむを得ない理由	
関係機関との協議結果	関係機関（ 許可の必要性 必要・不要 許可不要の場合は、その理由 () ）
特別に行う配慮の内容	

注 「該当の有無」及び「許可の必要性」の欄は、該当するものを○で囲み、「該当の有無」が無の場合は、以下の記載は不要です。

(8) 広島県自然環境保全条例（昭和47年広島県条例第63号）第22条第1項の規定により指定された緑地環境保全地域

確認項目	協議の状況
該当の有無	有・無
抑制区域を含めるやむを得ない理由	
関係機関との協議結果	関係機関（ 許可の必要性 必要・不要 許可不要の場合は、その理由 () ）
特別に行う配慮の内容	

注 「該当の有無」及び「許可の必要性」の欄は、該当するものを○で囲み、「該当の有無」が無の場合は、以下の記載は不要です。

3 その他の確認事項

確認事項	該当の有無	手続の状況
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域	有・無	関係機関 確認（予定）日
事業区域内の里道水路（東広島市公共物の管理等に関する条例（平成14年東広島市条例第11号）第2条各号に掲げるものをいう。）	有・無	関係機関 確認（予定）日
市長が特に必要と認めるもの ()	有・無	関係機関 確認（予定）日

注 「該当の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記様式第4号（第4条関係）

関係住民等説明会及び説明結果報告書

年 月 日

東広島市長様

報告者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

届出事業名	
事業区域の位置	東広島市

1 戸別訪問その他の方法による説明

説明方法	
説明期間	
説明人数	(1) 事業区域の境界から300メートル以内の区域又は当該区域に含まれる自治会等の区域に居住している者 (2) 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者 ((1)に該当する者を除く。) (3) 事業区域内の道路又は河川において、定期的に、ごみその他の廃棄物の除去、草刈りその他これらに類する小規模な維持作業を行っている者 ((1)又は(2)に該当する者を除く。) (4) その他 ((1)から(3)までに該当する者を除く。)
説明内容	
質問又は要望	
質問又は要望への回答対応	

注 1 説明に使用した資料を添付してください。

2 説明を行った者の名簿を添付してください。

3 記載欄が不足する場合は、別紙に記載して添付してください。

2 説明会の開催

開催日時			
開催会場			
説明会の周知方法			
出席者の人数	(1) 事業区域の境界から300メートル以内の区域又は当該区域に含まれる自治会等の区域に居住している者 人		
	(2) 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者 ((1)に該当する者を除く。) 人		
	(3) 事業区域内の道路又は河川において、定期的に、ごみその他の廃棄物の除去、草刈りその他これらに類する小規模な維持作業を行っている者 ((1)又は(2)に該当する者を除く。) 人		
	(4) その他 ((1)から(3)までに該当する者を除く。) 人		
関係住民等代表者	住所	連絡先	
説明内容			
質問又は要望			
質問又は要望への回答対応			
回答方法	説明会の開催・代表者への説明・郵送・その他 ()		
次回の説明会	有 (次回説明会の予定日 年 月 日) • 無		

注 1 説明会で配布した資料を添付してください。

2 説明会の出席者名簿を添付してください。

3 「回答方法」の欄は、該当するものを○で囲み、その他の場合は、括弧内を記載してください。

4 「次回の説明会」の欄は、該当するものを○で囲み、有の場合は、括弧内を記載してください。

5 記載欄が不足する場合は、別紙に記載して添付してください。

別記様式第5号（第5条関係）

太陽光発電事業に関する協議終了通知書

年 月 日
様

東広島市長

年 月 日付けで届出のあった次の事業については、東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第9条第1項の規定により協議が終了したことを通知します。

届出事業名	
事業区域の位置	東広島市
事業区域の面積	平方メートル

意見

別記様式第6号（第6条関係）

発電設備設置工事着手届出書

年 月 日

東広島市長様

届出者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

発電設備の設置に係る工事に着手するので、東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出事業名		
事業区域の位置		東広島市
工事着手年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日
工事施工者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
	連絡先	

注 関係法令の規定に基づく届出書及び許可書等の写しを添付してください。

別記様式第7号（第9条関係）

発電設備設置完了（中止）届出書

年 月 日

東広島市長 様

届出者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

発電設備の設置に係る工事について完了（中止）したので、東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出事業名		
事業区域の位置		東広島市
工事施工者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
	連絡先	
工事完了年月日		年 月 日
中止の場合	中止の理由	
	発電設備の処理状況	

別記様式第8号（第10条関係）

太陽光発電事業実施概要変更届出書（第回変更）

年 月 日

東広島市長様

届出者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで協議終了の通知のあった届出事業の内容を変更したいので、東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出事業名	
事業区域の位置	東広島市
事業区域の面積	平方メートル
事業区域の地目	
発電事業者	発電事業者名
	代表者の氏名
	住所又は所在地
	連絡先
	担当者名
総発電出力	キロワット
工事着手予定年月日	年 月 日
運転開始予定年月日	年 月 日
変更内容	

注 1 「事業区域の面積」の欄には、小数点以下2位まで記載してください。

2 「事業区域の地目」の欄には、複数の地目があるときは、全ての地目を記載してください。

3 事業実施計画を変更したときは、変更後の事業実施計画書を添付してください。

太陽光発電事業承継届出書

年 月 日

東広島市長様

届出者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

承継者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで協議終了の通知のあった届出事業を承継したので、東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継年月日	年 月 日
事業区域の位置	東広島市
承継の理由	

注 承継の事実を証する書面を添付してください。

別記様式第10号（第12条関係）

太陽光発電事業廃止届出書

年 月 日

東広島市長 様

届出者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

太陽光発電事業を廃止したいので、東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例
第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出事業名		
事業区域の位置		東広島市
工事施工者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
	連絡先	
届出事業の廃止予定日		年 月 日
廃止後の発電設備の処理		

別記様式第11号（第13条関係）

太陽光発電事業指導・助言通知書

東広 第 号
年 月 日

様

東広島市長 団

東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第16条第1項の規定により、次のことおり通知します。

事業名	
事業区域の位置	東広島市
指導・助言の内容	

別記様式第12号（第13条関係）

太陽光発電事業改善勧告書

東広 第 号
年 月 日

様

東広島市長 団

東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第16条第2項の規定により、次とのおり適切な措置を講ずるよう勧告します。

事業名	
事業区域の位置	東広島市
措置の期限	年 月 日
勧告事項	

別記様式第13号（第13条関係）

太陽光発電事業者正報告書

年 月 日

東広島市長様

報告者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け東広 第 号で勧告を受けたことについて必要な措置を講じたので、東広島市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第16条第3項の規定により、次のとおり報告します。

事業名	
条例第7条第1項に規定する協議を行った年月日	年 月 日
勧告事項	
措置内容	

別記様式第14号（第15条関係）

（表面）

第 号

身分証明書

所 属
職氏名

年 月 日 生

上記の者は、東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第18条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

東広島市長

印

6センチメートル

9センチメートル

（裏面）

東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（令和7年東広島市条例第28号）（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電事業の状況、発電設備の状況、第11条第2項の規定による費用の確保の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、事業者の事業所若しくは事務所若しくは事業区域に立ち入り、帳簿、書類、発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。